

改定箇所

(赤字は追加部分、青字は削除部分)

P 1

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が日本国内で感染拡大していることを受け、2020年5月4日、内閣総理大臣から、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が同年5月31日まで延長されることが発表されました。

P 2～3

3、リスク評価

感染リスクが高まる「5つの場面」の下記各場面が該当するところを具体的に点検し、個々の場面に重点を置いた対策を実施する。

(場面1) 飲酒を伴う懇親会等

具体的には、従業員のプライベートにおける飲酒を伴う懇親会

(場面2) 大人数や長時間におよぶ飲食

具体的には、社内食堂等における大人数での飲食

(場面3) マスクなしでの会話

具体的には、従業員のプライベートにおける会話

(場面4) 狭い空間での共同生活

具体的には、従業員寮等の部屋や共用部分での会話

(場面5) 居場所の切り替わり

具体的には、休憩室や更衣室等での会話

パチンコ店等営業において、使用している設備及び提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染（1）と飛沫感染及びマイクロ飛沫感染（2）のそれぞれについて、デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行う。

なお、3密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から徹底する。

P 3

(2) 飛沫感染及びマイクロ飛沫感染によるリスク評価

P 4～5

- ⑥ 従業員及び遊技客のマスク着用の徹底（マスク無着用の遊技客の入場の制限）
従業員及び遊技客のマスク着用の徹底を図る （品質の確かなマスクの着用）。
また、正しい方法で着用するように従業員への指導を徹底する。

⑦ 毎朝の従業員の体温測定及び体調の確認

従業員に対して、毎朝、検温することを義務付けし、検温及び体調の確認を徹底する。検温時に平熱+0.5度以上の発熱や咳、だるさや筋肉痛、息苦しさ、味覚・臭覚異常などがある場合は、感染防止を優先させ、ワクチン接種の有無にかかわらず、無理な勤務をさせない。

P 6～7

(2) 施設内の十分な換気

① 室内換気の徹底

定期的に風除室等を開放する。空調設備を活用して換気回数を増やす(1時間に2回以上、かつ、1回に5分以上)。

② 空調設備の点検

適切な空調環境を維持するために、専門会社による空調設備等の定期点検を行う。

③ 寒冷期における適切な室内環境の維持

- ・ 必要に応じ、CO2センサーを設置して二酸化炭素濃度をモニターし、同濃度を1,000ppm以下(機械換気の場合)に維持する。

なお、CO2センサーを設置する場合は、複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。

- ・ 加湿器等を使用し、適度な保湿に努める。

P 7

(4) 店内音楽(遊技機・BGM)を必要最小限にし、大声での会話の必要ない環境の保持

① 遊技機・BGMの音量を最小限に調整

店内音量を最小限に設定し、大声での会話が必要ない環境を保持する。

② 遊技客と大声での会話を避けること。

③ マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知する。

P 8

③ 遊技客および地域の方々による感染把握の推進

新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)のポスター等を店頭掲示し、遊技客及び地域の方々へ、同アプリのインストールと機能させるために電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすることを奨励する。

また、(各都道府県等で開発する)QRコード等による登録を奨励する。

P 8～9

(2) 従業員などの健康管理等

① 従業員への感染防止対策の指導

従業員へ日々の感染症防止対策として、こまめに手洗い、うがい、マスク着用（咳エチケット）等を指導する。

また、プライベートにおいても、感染拡大地域への移動や3密にあたる場所を避けるなど不要不急の外出を避けることを徹底するとともに、感染リスクが高まる飲酒を伴う懇親会及び大人数や長時間におよぶ飲食を控える。

さらに、家庭内感染についても十分に配慮するよう指導する。

② 毎朝の検温と体調の確認及び検査の更なる活用

従業員に対して、毎朝、検温することを義務付けし、検温及び体調の確認を徹底する。検温時に平熱+0.5度以上の発熱やだるさ、息苦しさがある場合は、感染防止を優先させ、勤務をさせない。

また、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態の把握に努める。

出勤後に発熱などの軽度の体調不良が確認された場合は、医療機関を受診することが基本となるが、直ちに受診をすることができない場合には、職場において被検査者の同意を得て抗原簡易キットを活用した検査が可能である。同検査結果が陽性の場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対しPCR検査等を速やかに実施する。

抗原簡易キットによる検査を実施する場合は、次の事項が必要である（<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>（令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」）、<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>（令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」）参照）。

- ・ 連携医療機関を定めること。
- ・ 検体採取に関する注意点等を理解した従業員の管理下での自己検体採取をすること。
- ・ 国が承認した抗原簡易キット（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html（新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報）参照）を用いること。

③ 従業員寮等での対策

従業員寮等で集団生活を行っている場合は、クラスター発生の危険性が高いことから、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を検討する。

④④ 感染者が出た場合の対応

従業員・同居家族に感染が判明した場合に、本人及び保健所等からの報告先（店舗及び対策本部）をあらかじめ決めておく。感染者の情報は要配慮個人情報となるので、その取扱いに注意し本部と共有する場合はあらかじめ従業員に同意をとっておく。

保健所の指示に従い、店内消毒や濃厚接触者の自宅待機等必要な対応をとる。情報開示についても遅滞なく行う。